

情報消費の拡大・高度化に向けた三年行動計画（2018～2020年）

アジア調査部中国室研究員
劉家敏
03-3591-1384
jjamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国工業情報化部と国家發展改革委員会は、2018年8月10日に共同で「情報消費の拡大・高度化に向けた三年行動計画（2018～2020年）」（中国語名「扩大和升级信息消费三年行动计划（2018-2020年）」、以下「三年行動計画」）を発表した。
- 中国では、消費構造の高度化を背景に情報消費の規模は、2017年に最終消費支出の1割を占める4.5兆元となった。中国政府は、2017年8月発表の「情報消費の拡大・高度化による内需の潜在成長力の持続的解放に関する指導意見」において「2020年までに情報消費の規模を年平均11%以上の伸び率で6兆元に拡大し、関連分野での波及効果を15兆元に引き上げる」等の目標を設定したが、こうした目標の着実な達成を促すために発表されたのが、この「三年行動計画」である。
- 「三年行動計画」では、2020年までに4大行動に取り組んでいく方針が示された。4大行動とは、①新型情報関連製品の供給体系を高度化する行動（供給面における電子製品の革新能力の向上、新型ディスプレイ製品の発展加速、インテリジェント・ネットワーク自動車の発展促進等）、②情報技術関連のサービス能力を強化する行動（企業のクラウド利用の推進、情報技術関連のサービス分野における研究開発・応用のレベルアップ、業界の情報消費に対するサポート能力の育成等）、③情報関連分野での消費者能力を強化する行動（情報関連インフラのスピードアップや使用料金の引き下げ、消費者の情報関連技能を向上させるプロジェクトの実施、情報消費を体験できるイベントの企画等）、④情報消費環境を最適化する行動（関連業界に対する監督管理の強化、市場の競争秩序の維持、個人情報保護強化、安心・安全な消費環境の整備等）、である。
- 「三年行動計画」では、4大行動を着実に遂行するための5大保障措置も示された。具体的には、①重大な意思決定等における組織的な協調の強化、②先端技術の研究・開発等に対する資金面での政策支援の強化、③都市での試行推進、④統計範囲の明確化や地域別統計・モニタリングメカニズムの確立等による統計・モニタリング制度の整備、⑤業界団体の役割強化、情報消費分野の標準の制定・国際的事業展開等の推進を含む産業協力プラットフォームの構築、が挙げられた。

【構成(概要)】

「情報消費の拡大・高度化に向けた三年行動計画(2018～2020年)」

(工信部聯信軟[2018]140号)

成立日：2018年7月27日、発表日：2018年8月10日

1. 指導思想・基本原則：「高度経済成長」から「質の高い経済成長」への転換過程において個人消費のけん引力強化が予想される。情報消費は、「革新」が最も活発で、「成長」が最も速く、その「波及効果」が最も大きい新興分野の1つである。情報消費の拡大・高度化は、供給側構造改革の推進による産業供給能力の拡大に重点を置き、情報消費環境の最適化、情報技術の融合と革新的応用の促進、情報消費の高度化等を通じた国民の消費需要の充足、経済・社会の質の高い持続可能かつ健全な発展の促進を指導思想とし、需要のけん引と革新的発展、多部門連携と協同的発展、地域の特色を活かした発展、秩序ある推進と安全な発展を堅持することを基本原則とする。
2. 主要目標：2020年までに情報消費の規模を年平均11%以上の伸び率で6兆元へ、関連分野での波及効果を15兆元へと拡大し、光ファイバー・4G通信規格を98%の行政村まで普及させること等。
3. 主要行動：①新型情報関連製品の供給体系を高度化する行動（供給面における電子製品の革新能力の向上、新型ディスプレイ製品の発展加速、インテリジェント・ネットワーク自動車の発展促進等）、②情報技術関連のサービス能力を強化する行動（企業のクラウド利用の推進、情報技術関連のサービス分野における研究開発・応用のレベルアップ、業界の情報消費に対するサポート能力の育成等）、③情報関連分野での消費者能力を強化する行動（情報関連インフラのスピードアップや使用料金の引き下げ、消費者の情報関連技能を向上させるプロジェクトの実施、情報消費を体験できるイベントの企画等）、④情報消費環境を最適化する行動（関連業界に対する監督管理の強化、市場の競争秩序の維持、個人情報保護強化、安心・安全な消費環境の整備等）。
4. 保障措置：①組織的な協調の強化（重大な意思決定・プロジェクト・問題に対する全体計画・協調の強化等）、②政策支援の強化（先端技術の研究・開発、新製品の開発と融合的な応用等に対する資金面での支援強化等）、③試行の推進（都市の試行方案・管理弁法の整備等）、④統計・モニタリング制度の整備（統計範囲の明確化、全国的な統計・モニタリングの目標・範囲・方法に基づく地域別統計・モニタリングメカニズムの確立等）、⑤産業協力プラットフォームの構築（協会・連盟等の業界団体の役割強化、主要企業・大学・研究機関による産学連携の推進、情報消費分野における標準の制定・技術の認証・製品のインキュベーター・国際的事業展開の推進等）。

* 中国語全文は、<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757022/c6309188/content.html> から入手可能（2018年9月26日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。